

保育を必要とする事由を証明する書類について

該当する保育要件について、保護者それぞれ必要書類を提出してください。なお、どの保育要件であっても、保育を必要とする状態が月64時間以上であることが必要です。

保育の必要性の種類と、提出が必要な書類		認定に当たっての注意事項
就労	被雇用者の方	・就労証明書（内定の場合は就労開始後に再度提出が必要）
	自営業者等により就労証明書をご自身で記入される場合	・就労証明書 ・営業状況のわかる書類（次のいずれか） ア 直近の確定申告書の第1表及び第2表（写し）※事業収入0円は不可 イ ・開業届出書（写し） ・就労状況証明書または業務時間の詳細が書かれたスケジュール等 ・事業の詳細がわかる書類2点 （例）相手方が違う請負契約書、受注書、入金が確認できる書類等（写し） ■但し、「イ」は開業初年度等により「ア」の提出が困難な場合に限る
		勤務時間の記載が難しい方・内職の方
妊娠・出産	・母子健康手帳の表紙と出産予定日の記載ページ ・保育の実施理由証明書（「5」欄を申告）	月64時間以上の就労であること。 ※就労証明書で勤務時間の確認ができない場合、シフト表やスケジュール表等の添付を求める場合あり。 ※証明日より6か月有効
疾病・障がい	疾病の方	・保育の実施理由証明書（「1」欄を証明） ※ 同内容を明記した診断書の提出でも可。
	障がいの方	・障がい者手帳＋保育の実施理由証明書（「5」欄を申告）
介護・看護	・保育の実施理由証明書（「2」欄を申告） ・介護・看護状況のわかる書類 （例）・介護保険被保険者証と介護サービスの利用予定表 ・医師の診断書 ・入院計画書	月64時間以上の介護・看護であること。
災害復旧	・罹災証明書（写し）	
求職活動	・保育の実施理由証明書（「4」欄を誓約）	認定期間は、認定日から90日間（3か月）。
就学	・保育の実施理由証明書（「3」欄を申告）	月64時間以上の就学であること。 ※通信教育等、就学時間が不明確なものは不可。
	・在籍証明書または学生証	
	・就学時間がわかる書類（カリキュラムなど）	

- 申請フォーム中、「勤務等の状況」の項目は、現時点の保育要件を選び、それに伴う必要書類をご準備ください。なお、今後保育要件の変更がある場合は、別途変更のご申請が必要です。詳細は、右記二次元コードよりご確認ください。



変更申請

- 現時点で、保育要件や世帯構成、勤務先及び勤務時間等に変更がある場合は、速やかに幼児保育課及び保育所等へ申し出ていただきますようお願い致します。変更のご申請がない場合、状況によっては退園となることがあります。
- 保育要件を満たす時間数について、その実態の把握が難しい方は、タイムスケジュール表をご提出ください。（自営業の労働実態や介護・看護の状況など）

（問い合わせ）
池田市こども未来部 幼児保育課
TEL 072-754-6208